

## ○大阪大学外国語学部科目等履修生規程

〔平成20年11月6日〕  
制 定

最近改正 平24. 3. 8

(趣旨)

**第1条** この規程は、大阪大学外国語学部規程第19条に規定する外国語学部の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(区分、履修科目区分及び選考方法)

**第2条** 科目等履修生の区分、履修科目区分及び選考方法は、別表に定めるとおりとする。

(出願手続)

**第3条** 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に所定の検定料及び所定の書類を添えて願出しなければならない。

(入学手続及び入学許可)

**第4条** 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の入学料を納付するとともに、所定の書類を提出しなければならない。

2 外国語学部長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(履修制限)

**第5条** 科目等履修生が1年間に履修できる授業科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 科目履修生 10科目20単位以内（1学期当たり5科目10単位以内）

(2) コース履修生 専攻ごとに指定された5科目10単位以上。ただし、専攻語科目「演習」については、10科目20単位以内（1学期当たり5科目10単位以内）

2 授業科目によっては、履修を許可しないことがある。

**附 則**

この規程は、平成20年11月6日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

**附 則**

この改正は、平成23年9月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成23年9月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、科目区分名称の改正は、当該科目区分の授業科目を開設する日から施行する。

## 別表

区分	履修科目区分	選考方法
科目履修生	A 1 (ア) 全学共通教育科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目に限る。） (イ) 教職教育科目 (ウ) 関連科目「学部共通科目」	書類選考
	A 2 (ア) A 1区分の科目 (イ) 専攻科目「講義」及び「演習」 (ウ) 教職科目	書類選考及び面接
	A 3 (ア) A 2区分の科目 (イ) 専攻語科目「1年実習」（日本語を除く1言語に限る。） (ウ) 関連科目「研究外国語」及び「兼修語学（初級）」	学力検査「外国語（英語）」及び面接
	A 4 (ア) A 3区分の科目 (イ) 専攻語科目「2年実習」（日本語を除く1言語に限る。） (ウ) 関連科目「兼修語学（中級）」	学力検査「受講する外国語」及び面接
	A 5 (ア) A 4区分の科目 (イ) 専攻語科目「演習」（日本語を除く1言語に限る。） (ウ) 関連科目「兼修語学（上級）」	学力検査「受講する外国語」及び面接
	A 6 (ア) A 2区分の科目 (イ) 専攻語科目「1年実習」、「2年実習」又は「演習」（日本語に限る。） (ウ) 関連科目「研究外国語」	学力検査「日本語」及び面接
コース履修生	B 1 専攻語科目「1年実習」（日本語を除く1言語に限る。）	学力検査「外国語（英語）」及び面接
	B 2 専攻語科目「2年実習」（日本語を除く1言語に限る。）	学力検査「受講する外国語」及び面接
	B 3 専攻語科目「演習」（日本語を除く1言語に限る。）	学力検査「受講する外国語」及び面接
	B 4 専攻語科目「1年実習」、「2年実習」又は「演習」（日本語に限る。）	学力検査「日本語」及び面接

注1 マルチメディア教室又はコンピュータ演習室を使用する授業科目については、履修できない場合がある。

注2 初級科目と中級科目又は上級科目を同時に履修することはできない。

注3 専攻語科目「演習」については、担当教員の受講承認を得られた授業科目に限り履修することができる。

注4 A 6区分及びB 4区分に志願することのできる者は、外国人留学生で、独立行政法人国際交流基金又は財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（N 1レベル）の合格者に限る。